

【公表日：令和6年7月23日】

障 害 者 任 免 状 況（公表用）

機 関 名 厚岸町（町長部局と教育委員会との合算）

令和 6 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況															
① 職員の数（〔注意〕2、3参照）			② 除外職員の数（〔注意〕3、4参照）			③ 旧除外職員の数（〔注意〕3、5参照）									
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)							
365 人	12 人	371 人	0 人	0 人	0 人	110 人	1 人	110.5 人							
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数（〔注意〕3、6参照）															
(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	(ヘ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ+((ニ+ホ)×0.5)	(ト) 重度知的障害者	(フ) 重度知的障害者以外の知的障害者	(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(ヌ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員	(ワ) 知的障害者の数 =(ト×2)+リ+ヌ+((ヌ+ル)×0.5)	(7) 精神障害者	(ハ) 精神障害者である短時間勤務職員	(三) 精神障害者である特定短時間勤務職員	(ヤ) 精神障害者の数 =7+カ+(ヨ×0.5)
2 人	1 人	0 人	0 人	0 人	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
B 上記に基づく計算															
⑤ 現在設定されている除外率〔〔注意〕7参照〕	⑥ 基準割合 =(③i/(①c-②h))×100 〔〔注意〕8、9参照〕	⑦ ⑥に基づく除外率 〔〔注意〕10参照〕	⑧ 適用される除外率 〔〔注意〕11参照〕	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-((①c-②f)×⑧) 〔〔注意〕12参照〕	⑩ 障害者計 =④+④7+④タ 〔〔注意〕13参照〕	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 〔〔注意〕14参照〕	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 〔〔注意〕15参照〕								
10 %	29 %	5 %	10 %	334 人	6 人	1.8 %	3 人								

※障害者である職員の人数が少なく、個人の障害の種類等が特定されるおそれがあることから、通報書の「C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」は公表しないこととしています。